

(証券コード 7725)
2026年8月5日

株 主 各 位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地
株式会社インターアクション
代表取締役社長 木 地 伸 雄

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://www.inter-action.co.jp>
（トップページ上部の「IR情報」→「株式情報」→「株主総会/株価情報」よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（当社名または証券コード7725を入力し検索→「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までにインターネット等により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月26日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区山下町90番地
「ロイヤルホールヨコハマ」
4階 「エリゼの間」
（会場が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 株主総会の目的事項
- 報 告 事 項
1. 第34期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件
- 第 3 号 議 案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- （3）書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~

<お土産について>

ご出席いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。恐れ入りますが、予めご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

<お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ>

車いすでの来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。当日受付時にお申し出ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項については、上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りする制度となりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

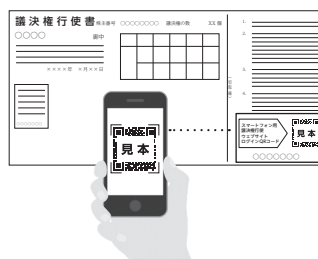
2026年8月25日（火曜日）  
午後5時完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

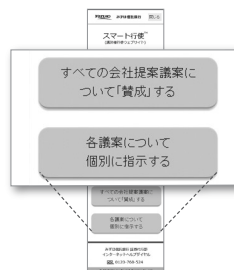


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

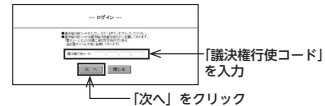
# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

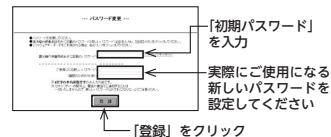
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

<添付書類>

## 事業報告

(2025年6月1日から  
2026年5月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの業績について、売上高及び営業利益は前期と比較して減少いたしました。これは、主にIoT関連事業において製品の販売が低調に推移したためであります。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は4,822百万円（前期の売上高6,668百万円に比し、27.7%の減少）、売上総利益は2,426百万円（前期の売上総利益3,004百万円に比し、19.2%の減少）となりました。また、営業利益は702百万円（前期の営業利益1,418百万円に比し、50.5%の減少）、経常利益は835百万円（前期の経常利益1,386百万円に比し、39.7%の減少）、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は530百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益979百万円に比し、45.8%の減少）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。なお、連結子会社でありました株式会社エア・ガシズ・テクノスの全株式を2025年7月2日に譲渡したため、当連結会計年度より同社を連結の範囲から除外しております。このため、同社事業が主な構成単位となっておりました「環境エネルギー事業」報告セグメントの重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より報告セグメントから除外し、「その他」として表示しており、下記の「その他」は組み替え後の前期と比較しております。

(IoT関連事業)

海外顧客向け製品の販売は好調に推移したものの、国内顧客向け製品の販売が前期を大幅に下回ったため、セグメント全体としては前期と比較して減収減益となりました。

国内顧客向け製品の販売状況については、主に国内主要顧客の設備投資需要が落ち着いたため、売上高は前期比で大幅に減少いたしました。一方で、顧客の設備投資計画において、イメージセンサの大判化や高密度化に伴う先端プロセスの導入等

に加え、顧客の新工場にて、車載やロボティクス等のフィジカルA I 向けイメージセンサの生産ライン構築が検討されていることから、中長期的には設備投資需要の回復を想定しております。

海外顧客向け製品の販売状況については、主に海外主要顧客向け検査用光源装置及び瞳モジュールの販売が好調に推移したため、売上高は前期比で増加いたしました。その要因としては、顧客側においてイメージセンサ搭載製品の製造を行う新規顧客の開拓が進められているものと推測しており、それに伴う設備投資需要が発生したためであると認識しております。今後も旺盛な設備投資需要が継続すると推測しております。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は2,952百万円（前期の売上高3,829百万円に比し、22.9%の減少）、セグメント利益は1,345百万円（前期のセグメント利益1,946百万円に比し、30.9%の減少）となりました。

#### （インダストリー4.0推進事業）

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,860百万円（前期の売上高2,060百万円に比し、9.7%の減少）、セグメント利益は102百万円（前期のセグメント利益265百万円に比し、61.3%の減少）となりました。これは、精密除振装置分野及び歯車試験機分野において製品の販売が低調に推移したためであります。

#### （その他）

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は9百万円（前期の売上高777百万円に比し、98.8%の減少）、セグメント利益は8百万円（前期のセグメント利益42百万円に比し、79.5%の減少）となりました。これは、連結子会社でありました株式会社エア・ガシズ・テクノスを当連結会計年度より連結の範囲から除外したためであり、同社の前期の売上高は770百万円、セグメント利益は36百万円であります。

## 2. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金による資金調達は実施しておりません。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は235百万円となりました。

#### 4. 財産及び損益の状況

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 31 期<br>(2022年 6 月 1 日から<br>2023年 5 月31日まで) | 第 32 期<br>(2023年 6 月 1 日から<br>2024年 5 月31日まで) | 第 33 期<br>(2024年 6 月 1 日から<br>2025年 5 月31日まで) | 第 34 期<br>(2025年 6 月 1 日から<br>2026年 5 月31日まで) |
|--------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 6,856,988                                     | 7,754,732                                     | 6,668,651                                     | 4,822,080                                     |
| 経 常 利 益 (千円)             | 1,503,580                                     | 1,637,610                                     | 1,386,105                                     | 835,278                                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 981,113                                       | 1,132,682                                     | 979,266                                       | 530,313                                       |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益   | 90円12銭                                        | 104円15銭                                       | 89円45銭                                        | 51円64銭                                        |
| 総 資 産 (千円)               | 12,610,159                                    | 13,645,787                                    | 13,656,465                                    | 12,061,253                                    |
| 純 資 産 (千円)               | 10,132,299                                    | 11,036,132                                    | 11,765,105                                    | 10,792,034                                    |

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を第33期の期首から適用しており、第32期の各金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

##### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 31 期<br>(2022年 6 月 1 日から<br>2023年 5 月31日まで) | 第 32 期<br>(2023年 6 月 1 日から<br>2024年 5 月31日まで) | 第 33 期<br>(2024年 6 月 1 日から<br>2025年 5 月31日まで) | 第 34 期<br>(2025年 6 月 1 日から<br>2026年 5 月31日まで) |
|------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 4,363,902                                     | 4,952,382                                     | 3,890,634                                     | 3,002,689                                     |
| 経 常 利 益 (千円)           | 1,467,108                                     | 1,570,336                                     | 1,158,669                                     | 732,916                                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 1,001,747                                     | 1,086,990                                     | 790,654                                       | 492,357                                       |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 92円02銭                                        | 99円95銭                                        | 72円22銭                                        | 47円94銭                                        |
| 総 資 産 (千円)             | 11,100,431                                    | 12,134,501                                    | 12,127,873                                    | 10,931,684                                    |
| 純 資 産 (千円)             | 10,106,616                                    | 10,934,104                                    | 11,517,825                                    | 10,441,795                                    |

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



## 5. 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的に成長し続けていくために、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

### (1) 技術開発体制の強化

当社グループが属している市場は、技術的最先端市場であります。当社グループが今後も競争優位を発揮し、高収益性を維持するためには、時代の先を行く、技術開発体制構築が不可欠であります。また技術開発には粘り強い実験が不可欠であり、課題に対する答えを自分で探すことができる人材採用を重要視しております。

### (2) クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループでは、製品技術力だけでなく、創業以来のモットーである「クライアントファースト」を合言葉としたきめ細かな対応サポートも競争力維持には不可欠であると認識しております。グループ従業員に対しては、常日頃「クライアントファースト」を徹底するよう指導し、お客様の心のヒダをつかむ事業展開を行ってまいります。

### (3) 原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループでは、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上及び製造体制の構築に努めてまいります。

### (4) 地政学リスクへの対応

今後の世界経済につきましては、米国の通商政策の動向、東欧・中東地域における地政学的リスク、エネルギー・原材料価格の変動及び為替相場の変動の影響等を引き続き注視する必要があります。

### (5) 新規事業の創出

現在、当社グループにおける売上高の約6割はイメージセンサ用の検査関連装置となっており、イメージセンサ市場への依存度が高い状況となっております。

今後、当社グループが継続して安定的に成長し続けるためには、既存事業の強化と共に、新たな収益の柱となる新規事業の創出が複数必要であると考えております。積極的な市場調査を行いながら、当社グループが新たな価値を創造できる事業を模索してまいります。

### (6) マーケティング力の強化

既存事業の成長及び新製品や新規事業を創出していくためには自社の強みを市場機会に結びつける企画力や、顧客ニーズを的確に把握するマーケティング力が不可欠であります。それらを一層強化するため、新製品開発部及び製品企画部が活動を継続しており、新規事業の創出を加速してまいります。

## 6. 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループの事業は、「IoT関連事業」「インダストリー4.0推進事業」の2つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

### (1) IoT関連事業

撮像半導体（CCD及びCMOSイメージセンサ）の製造工程における検査用光源装置並びに瞳モジュール等の開発・製造・販売を行っております。

### (2) インダストリー4.0推進事業

精密除振装置等の開発・製造・販売、歯車の製造に欠かせない接触型検査装置の開発・製造・販売、業務システムの開発支援、AI画像処理装置の開発・製造・販売、並びにレーザ加工機の開発・製造・販売を行っております。

| セグメント          | 主 要 製 品                           |
|----------------|-----------------------------------|
| I o T 関 連 事 業  | CCD及びCMOSイメージセンサ向け検査用光源装置、瞳モジュール等 |
| インダストリー4.0推進事業 | 精密除振装置、歯車試験機、AI画像処理装置、レーザ加工機等     |

## 7. 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

### (1) 当社

本 社

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

山下町オフィス

神奈川県横浜市中区山下町2番地

熊本事業所

熊本県合志市福原1番地36

インキュベーションセンター  
マーケティング室

長崎県長崎市出島町1番43号

(2) 子会社

|                                                     |                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西安朝陽光伏科技有限公司                                        | Room:1502,NO,34Keji Road,TowerB,<br>OujinGarden Gaoxin District Xi'an Shaanxi<br>China                                                        |
| 明立精機株式会社                                            | 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番25号                                                                                                                       |
| MEIRITZ KOREA CO.,LTD                               | 1322 Hyohaeng-ro,Hwaseong-si,Gyeonggi-<br>do,Korea                                                                                            |
| 陝西明立精密設備有限公司                                        | East side of Guojin Road, 70 meters south of<br>the intersection of Guojin Road and<br>Huaidong Road, Yanliang District, Xi'an<br>City, China |
| 株式会社東京テクニカル                                         | 神奈川県横浜市中区山下町2番地                                                                                                                               |
| Taiwan Tokyo Technical<br>Instruments Corp.         | No.498, BANNAN RD., ZHONGHE DIST.,<br>NEW TAIPEI CITY, TAIWAN(R.O.C.)                                                                         |
| TOKYO TECHNICAL<br>INSTRUMENTS<br>(SHANGHAI)CO.,LTD | Room 357, Floor 3, Nujiangbei Road No.399,<br>Putuo District, Shanghai, China                                                                 |
| 株式会社ラステック                                           | 埼玉県ふじみ野市西二丁目1番25号                                                                                                                             |

8. 企業集団の従業員の状況 (2026年5月31日現在)

| セグメントの名称       | 従業員数(名)  | 前連結会計年度末<br>比増減(名) |
|----------------|----------|--------------------|
| I o T 関連事業     | 39 (24)  | 6 (1)              |
| インダストリー4.0推進事業 | 71 (25)  | 7 (△1)             |
| その他            | — —      | △18 (△4)           |
| 全社(共通)         | 13 (8)   | △2 (3)             |
| 合計             | 123 (57) | △7 (△1)            |

- (注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
- 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

#### 9. 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 216,670千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 117,890千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 62,056千円  |

#### 10. 重要な子会社の状況

| 名称                                                                      | 資本金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容            |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|--------------------|
| 西安朝陽光伏科技<br>有 限 公 司                                                     | 60,000千円    | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |
| 明立精機株式会社                                                                | 30,000千円    | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |
| MEIRITZ KOREA<br>C O . , L T D                                          | 100,000千ウォン | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |
| 陝西明立精密設備<br>有 限 公 司                                                     | 2,000千元     | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |
| 株 式 会 社<br>東 京 テ ク ニ カ ル                                                | 10,000千円    | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |
| Taiwan Tokyo<br>T e c h n i c a l<br>I n s t r u m e n t s<br>C o r p . | 7,200千台湾ドル  | 100.00%  | インダストリー4.0<br>推進事業 |

- (注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。  
2. 2025年7月2日に株式会社エア・ガシズ・テクノスの全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

#### 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ 当社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

1. 発行可能株式総数 25,400,000株
2. 発行済株式の総数 11,510,200株(うち自己株式1,174,679株)
3. 株主数 6,857名
4. 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                                      | 持 株 数<br>( 株 ) | 持 株 比 率<br>( % ) |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|
| S I L V E R C A P E<br>I N V E S T M E N T S L I M I T E D                 | 1,561,500      | 15.11            |
| J A P A N A B S O L U T E<br>V A L U E F U N D                             | 1,238,700      | 11.98            |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                           | 990,600        | 9.58             |
| P E R S H I N G - D I V . O F D L J<br>S E C S . C O R P .                 | 307,000        | 2.97             |
| M U R A K A M I T A K A T E R U                                            | 238,200        | 2.30             |
| 木 地 伸 雄                                                                    | 231,024        | 2.24             |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 口 )                                     | 224,800        | 2.18             |
| 栗 村 昌 昭                                                                    | 206,500        | 2.00             |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 E 口 )                                   | 190,128        | 1.84             |
| S T A T E S T R E E T B A N K A N D<br>T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 5 6 0 | 155,800        | 1.51             |

(注) 当社は自己株式1,174,679株（信託が保有する当社株式190,128株を除く。）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

**5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

|               | 株 式 数   | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 36,600株 | 2 名    |
| 社外取締役         | －株      | －名     |
| 監査役           | －株      | －名     |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「IV 3. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

**6. その他株式に関する重要な事項**

2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の数 737,300株
- ・取得価額の総額 999,973,200円
- ・取得期間 2025年7月14日～2025年8月15日
- ・取得方法 取引一任方式による東京証券取引所における市場買い付け

### Ⅲ 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### Ⅳ 当社の会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役（2026年5月31日現在）

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況    |                                                                                |
|------------------|---------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>社 長 | 木 地 伸 雄 |                 | 西安朝陽光伏科技有限公司董事長<br>明立精機株式会社代表取締役社長<br>株式会社東京テクニカル代表取締役社長                       |
| 取 締 役<br>(社外取締役) | 織 田 友理子 |                 | 特定非営利活動法人PADM代表<br>特定非営利活動法人ウィーログ代表理事                                          |
| 取 締 役<br>(社外取締役) | 宍 戸 英 樹 |                 |                                                                                |
| 取 締 役<br>(社外取締役) | 荒 木 昇   | 公認会計士・<br>税 理 士 | 荒木公認会計士事務所代表<br>はやぶさトラスト監査法人代表社員<br>税理士法人はやぶさトラスト会計代表社員<br>株式会社ブルームアドバイザー代表取締役 |
| 取 締 役<br>(社外取締役) | 植 田 祥 裕 |                 | オーウエル株式会社社外取締役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役        | 戸 原 素   |                 |                                                                                |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 田 代 芳 英 | 税 理 士           | 田代芳英税理士事務所所長<br>田代芳英行政書士事務所所長                                                  |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 山 崎 哲 央 | 弁 護 士           | 東京北辰法律事務所代表<br>株式会社アイホー社外監査役<br>学校法人海城学園監事<br>特定非営利活動法人知のアトリエ監事                |

- (注) 1. 監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役織田友理子氏、宍戸英樹氏、荒木昇氏、植田祥裕氏及び社外監査役田代芳英氏、山崎哲央氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります。
3. 木地伸雄氏は、2025年7月2日をもって、株式会社エア・ガシズ・テクノス代表取締役会長兼社長を辞任いたしました。



## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役並びに管理職又は監督者の地位にある従業員などであり、その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |                  | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|--------------------|---------------|------------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬               | 業績連動報酬等       |                  |                       |
|                    |                     |                    | 現金報酬<br>(賞与)  | 株式報酬<br>(株式給付信託) |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 128,148<br>(17,640) | 69,240<br>(17,640) | 11,300<br>(－) | 47,608<br>(－)    | 6<br>(5)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 9,240<br>(5,640)    | 9,240<br>(5,640)   | －<br>(－)      | －<br>(－)         | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 137,388<br>(23,280) | 78,480<br>(23,280) | 11,300<br>(－) | 47,608<br>(－)    | 9<br>(7)              |

- (注) 1. 上記報酬等の総額は、2025年6月1日から2026年5月31日までの期間に在籍していた役員が対象となり、2025年8月22日開催の第33期株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を対象に含んでおります。
2. 当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額は92,800千円であります。
3. 上記株式報酬（株式給付信託）の総額には、株式給付信託制度に基づく金銭給付見込額が含まれております。

(2) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬及び株式報酬としております。

これらの業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標は、各事業年度の担当事業における経常利益又は連結経常利益としております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの経営成績を適切に報酬額へ反映させることが可能であると判断したためであります。

現金報酬においては、上記業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として半年毎に年2回支給することとしております。

株式報酬は、当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式給付信託制度による自社株式等の給付としております。給付される株式数等は役員株式給付規程に従い、上記業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて付与されるポイントに基づき決定し、年1回、役員株式給付規程に定める時期に給付されます。

当事業年度においては、当初の連結経常利益目標値238～863百万円に対し、実績は835百万円となりました。

(3) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(2) 業績連動報酬等に関する事項」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2000年7月10日開催の臨時株主総会において、月額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、2019年8月23日開催の第27期定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠にて業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を決議いただいております。具体的には、当該制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、1事業年度当たり15万ポイント（当社株式の給付に際しては当社普通株式15万株に換算される。）とする旨、並びに、各対象期間（2021年5月末日で終了する事業年度経過後に開始する2事業年度ごとの期間をいう。）に関しては、当該制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として合理的と判断する金額の資金を当該制度にかかる信託に拠出する旨等を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。

監査役の報酬限度額は、2000年7月10日開催の臨時株主総会において、月額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

＜2025年6月1日から2025年8月31日まで＞

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、各取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

当社は、下記の「取締役報酬の基本方針」に基づいた考え方及び手続きに則って取締役報酬の構成及び水準を決定する。なお、社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式報酬は支給しない。

＜取締役報酬の基本方針＞

- ・ 優秀な経営陣の確保に資するものであること
- ・ 中長期的な業績の向上と企業価値の増大へ貢献意識を高めるものであること
- ・ 会社の業績と連動性が高いものであること
- ・ 株主との利益意識の共有する経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ・ 取締役のチャレンジ精神を促すものであること

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の月例の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、能力、在任年数に応じて、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬及び株式報酬とする。

現金報酬は、各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として半年毎に年2回支給する。

株式報酬は株式給付信託制度による自社株式等の給付とする。本制度では当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して信託を通じて給付される。

給付される株式数は、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて付与されるポイントに基づき決定し、年1回、役員株式給付規程に定める時期に給付される。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業績連動報酬について、経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて変動させるものとし、各取締役の職責や担当分野の業績が反映されるよう配分することで、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合が、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切なものとなるようにすることを方針とする。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。  
取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に意見を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分に考慮した上で決定する。  
なお、個人別の基本報酬及び賞与の決定についての上記委任は、定時株主総会後に行う取締役会において一年ごとに決議することとする。
- ⑥ その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
当社では任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下にその諮問機関として設置する。当該委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等を決定するに当たっての当該委員会の意見を審議し、取締役会に対して答申を行う。  
また、当該委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ⑦ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役会が指名・報酬諮問委員会へ諮問し、同委員会の答申を得て、当該答申の内容を十分に考慮した上で、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役が各取締役の報酬を決定していることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

<2025年9月1日以降>

当社は、2025年8月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容を一部改訂しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、各取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

当社は、下記の「取締役報酬の基本方針」に基づいた考え方及び手続きに則って取締役報酬の構成及び水準を決定する。なお、社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式報酬は支給しない。

<取締役報酬の基本方針>

- ・ 優秀な経営陣の確保に資するものであること
- ・ 中長期的な業績の向上と企業価値の増大へ貢献意識を高めるものであること
- ・ 会社の業績と連動性が高いものであること
- ・ 株主との利益意識の共有する経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ・ 取締役のチャレンジ精神を促すものであること

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の月例の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、能力、在任年数に応じて、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬及び株式報酬とする。

現金報酬は、各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として半年毎に年2回支給する。

株式報酬は株式給付信託制度による自社株式等の給付とする。本制度では当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して信託を通じて給付される。

給付される株式数は、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて付与されるポイントに基づき決定し、年1回、役員株式給付規程に定める時期に給付される。



④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬について、経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて変動させるものとし、各取締役の職責や担当分野の業績が反映されるよう配分することで、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合が、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切なものとなるようにすることを方針とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、指名・報酬諮問委員会がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

⑥ その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下にその諮問機関として設置する。当該委員会では、取締役会の委任に基づき、取締役の個人別の報酬等を審議し、決定を行う。

また、当該委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。

⑦ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、指名・報酬諮問委員会へその具体的内容について委任をしていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものと判断している。

(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

<2025年6月1日から2025年8月31日まで>

取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当分野について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に意見を諮問し答申を得ております。

<2025年9月1日以降>

取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、コーポレートガバナンス強化の一環として、透明性、客観性のあるプロセスを経ることとし、独立社外取締役が過半数を占める同委員会において個人別の報酬等を決定することは妥当性があると判断したためであります。当該事項は委任に基づき当該委員会が決定するものであるため、取締役会がその内容を変更することはありませんが、取締役会は最終的な監督責任を負っており、当該委員会からの報告を受け、その運営状況や決定プロセスの適切性を確認・監督しております。

#### 4.社外役員に関する事項

##### (1) 社外役員の重要な兼職の状況

| 区 分       | 氏 名       | 重要な兼職の状況                                                                                                                                       |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 織 田 友 理 子 | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 P A D M 代 表<br>特 定 非 営 利 活 動 法 人 ウ ィ ー ロ グ 代 表 理 事                                                                           |
| 社 外 取 締 役 | 宍 戸 英 樹   |                                                                                                                                                |
| 社 外 取 締 役 | 荒 木 昇     | 荒 木 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表<br>は や ぶ さ ト ラ ス ト 監 査 法 人 代 表 社 員<br>税 理 士 法 人 は や ぶ さ ト ラ ス ト 会 計 代 表 社 員<br>株 式 会 社 プ ル ー ム ア ド バ イ ザ リ ー 代 表 取 締 役 |
| 社 外 取 締 役 | 植 田 祥 裕   | オ ー ウ エ ル 株 式 会 社 社 外 取 締 役                                                                                                                    |
| 社 外 監 査 役 | 田 代 芳 英   | 田 代 芳 英 税 理 士 事 務 所 所 長<br>田 代 芳 英 行 政 書 士 事 務 所 所 長                                                                                           |
| 社 外 監 査 役 | 山 崎 哲 央   | 東 京 北 辰 法 律 事 務 所 代 表<br>株 式 会 社 ア イ ホ ー 社 外 監 査 役<br>学 校 法 人 海 城 学 園 監 事<br>特 定 非 営 利 活 動 法 人 知 の ア ト リ エ 監 事                                 |

- (注) 1. 社外監査役 山崎哲央氏は、東京北辰法律事務所代表であります。当社は東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は10百万円未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。
2. その他の各法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 区分                    | 氏 名     | 取締役会・監査役会<br>出席回数 | 主な活動状況及び社外取締役に<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社<br>外<br>取<br>締<br>役 | 織田友理子   | 取締役会 12回/12回      | <p>難病を抱えながらも積極的な社会活動を行っている経験及び見識に基づき、主に人材や多様性に関する議題を中心として社会情勢等を踏まえた発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>                 |
|                       | 穴 戸 英 樹 | 取締役会 12回/12回      | <p>国際的な視点や医学を通じた豊富な経験及び見識に基づき、主に新規事業に関する議題を中心に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>                                      |
|                       | 荒 木 昇   | 取締役会 10回/10回      | <p>財務及び会計を通じた豊富な経験及び見識に基づき、主に財務・会計及びコーポレート・ガバナンスに関する議題を中心に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>                          |
|                       | 植 田 祥 裕 | 取締役会 10回/10回      | <p>上場企業における海外駐在、経理財務、法務等の管理業務全般及び経営に関する豊富な経験及び見識に基づき、主に経営管理及びコーポレート・ガバナンスに関する議題を中心に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p> |



| 区分        | 氏 名     | 取締役会・監査役会<br>出席回数            | 主な活動状況及び社外取締役に<br>期待される役割に関して行った職務の概要                         |
|-----------|---------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 社外<br>監査役 | 田 代 芳 英 | 取締役会 12回/12回<br>監査役会 12回/12回 | 取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的な知識と経験から、当社に対して有用な指摘、意見をしております。      |
|           | 山 崎 哲 央 | 取締役会 12回/12回<br>監査役会 12回/12回 | 取締役会及び監査役会において、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、当社に対して有用な指摘、意見をしております。 |

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

誠栄有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## Ⅵ 会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

### 1. 会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。
- ② 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。
- ③ また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
- ④ 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。
- ⑤ 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。
- ⑥ また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程に従い取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。
- ② 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- ③ 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

- ① 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。
- ② リスクの全社的対応は社長室が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従って行っています。
  - ② また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。
- (5) 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社運営に関する当社の窓口は、社長室としています。
  - ② 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。
  - ③ 社長室長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。
  - ④ 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。
  - ⑤ なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。
  - ⑥ また、社長室長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

## 2. 会社法施行規則第100条第3項の各号に掲げる体制について

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。
- (3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。

(4) 監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。
- ② 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。
  - 1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
  - 2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたものの、又はその恐れのあるもの
  - 3) 社内外の環境、安全、衛生及びP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
  - 4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
  - 5) その他、上記1)～4)に準じる事項
- (5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ① 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるとしています。
- (7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外的透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。
  - ② 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
  - ③ また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

当事業年度における主な取組み

#### (1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

#### (2) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

#### (3) 内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,523,063	流 動 負 債	1,077,314
現 金 及 び 預 金	8,529,377	支払手形及び買掛金	151,329
受 取 手 形	74	短 期 借 入 金	390,000
売 掛 金	343,272	1年内返済予定の長期借入金	57,648
電 子 記 録 債 権	37,854	未 払 法 人 税 等	96,608
営業投資有価証券	52,805	製 品 保 証 引 当 金	14,582
商 品 及 び 製 品	117,913	役員株式給付引当金	92,800
仕 掛 品	621,679	そ の 他	274,346
原材料及び貯蔵品	566,564	固 定 負 債	191,904
そ の 他	254,211	長 期 借 入 金	107,208
貸 倒 引 当 金	△689	株 式 給 付 引 当 金	34,067
固 定 資 産	1,538,189	退職給付に係る負債	47,861
有 形 固 定 資 産	791,880	そ の 他	2,767
建 物 及 び 構 築 物	271,778		
機械装置及び運搬具	200,817	負 債 合 計	1,269,219
土 地	165,149	純 資 産 の 部	
そ の 他	154,135	株 主 資 本	10,725,447
無 形 固 定 資 産	156,192	資 本 金	1,760,299
の れ ん	29,025	資 本 剰 余 金	3,352,578
そ の 他	127,167	利 益 剰 余 金	7,514,910
投資その他の資産	590,116	自 己 株 式	△1,902,341
投 資 有 価 証 券	130,464	その他の包括利益累計額	66,586
繰 延 税 金 資 産	254,807	為 替 換 算 調 整 勘 定	66,586
そ の 他	216,304	純 資 産 合 計	10,792,034
貸 倒 引 当 金	△11,460	負 債 純 資 産 合 計	12,061,253
資 産 合 計	12,061,253		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		4,822,080
売上原価		2,395,750
売上総利益		2,426,330
販売費及び一般管理費		1,723,748
営業利益		702,581
営業外収益		
受取利息及び配当金	40,102	
貸与資産賃貸料	3,340	
為替差益	105,425	
雑収入	7,980	156,847
営業外費用		
支払利息	7,464	
貸与資産諸費用	4,767	
支払手数料	4,999	
雑損失	6,918	24,151
経常利益		835,278
特別損失		
固定資産除却損	1,143	
固定資産売却損	908	
子会社株式売却損	79,734	81,786
税金等調整前当期純利益		753,491
法人税、住民税及び事業税	268,267	
法人税等調整額	△45,089	223,177
当期純利益		530,313
親会社株主に帰属する当期純利益		530,313

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
2025年 6 月 1 日 残高	1,760,299	3,352,578	7,453,355	△802,712	11,763,521
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△468,758		△468,758
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			530,313		530,313
自 己 株 式 の 取 得				△999,973	△999,973
信託による自己株式の取得				△192,036	△192,036
信託による自己株式の譲渡				92,381	92,381
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	61,555	△1,099,629	△1,038,073
2026年 5 月31日 残高	1,760,299	3,352,578	7,514,910	△1,902,341	10,725,447

	その他の包括利益累計額 為替換算 調整勘定		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
2025年 6 月 1 日 残高	1,584	1,584	11,765,105
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△468,758
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			530,313
自 己 株 式 の 取 得			△999,973
信託による自己株式の取得			△192,036
信託による自己株式の譲渡			92,381
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	65,002	65,002	65,002
連結会計年度中の変動額合計	65,002	65,002	△973,071
2026年 5 月31日 残高	66,586	66,586	10,792,034

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,853,913	流 動 負 債	423,763
現 金 及 び 預 金	7,735,388	買 掛 金	40,461
売 掛 金	161,506	1年内返済予定の長期借入金	42,960
営業投資有価証券	52,805	リ ー ス 債 務	114
仕 掛 品	393,640	未 払 金	137,432
原材料及び貯蔵品	307,951	未 払 法 人 税 等	83,730
前 払 費 用	34,836	前 受 金	2,380
そ の 他	167,783	預 り 金	21,295
固 定 資 産	2,077,771	前 受 収 益	19
有 形 固 定 資 産	553,126	製 品 保 証 引 当 金	2,569
建 物	194,851	役員株式給付引当金	92,800
機 械 装 置	136,711	そ の 他	0
車 両 運 搬 具	7,283	固 定 負 債	66,124
工 具 器 具 備 品	95,251	長 期 借 入 金	23,170
土 地	100,250	株 式 給 付 引 当 金	34,067
建 設 仮 勘 定	18,778	退 職 給 付 引 当 金	8,887
無 形 固 定 資 産	28,150		
の れ ん	954	負 債 合 計	489,888
特 許 権	84	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	26,877	株 主 資 本	10,441,795
電 話 加 入 権	233	資 本 金	1,760,299
投 資 そ の 他 の 資 産	1,496,493	資 本 剰 余 金	3,376,544
投 資 有 価 証 券	10,000	資 本 準 備 金	1,760,299
関 係 会 社 株 式	1,099,084	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,616,245
出 資 金	1,010	利 益 剰 余 金	7,207,292
長 期 前 払 費 用	1,158	利 益 準 備 金	2,600
繰 延 税 金 資 産	213,849	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,204,692
敷 金	49,025	繰 越 利 益 剰 余 金	7,204,692
長 期 未 収 入 金	4,618	自 己 株 式	△1,902,341
そ の 他	122,366	純 資 産 合 計	10,441,795
貸 倒 引 当 金	△4,618	負 債 純 資 産 合 計	10,931,684
資 産 合 計	10,931,684		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		3,002,689
売 上 原 価		1,185,614
売 上 総 利 益		1,817,075
販売費及び一般管理費		1,296,309
営 業 利 益		520,765
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	91,004	
貸 与 資 産 賃 貸 料	3,340	
為 替 差 益	116,261	
経 営 指 導 料	8,000	
業 務 受 託 収 入	2,400	
雑 収 入	5,675	226,681
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	411	
貸 与 資 産 諸 費 用	4,767	
支 払 手 数 料	4,999	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,999	
雑 損 失	2,351	14,530
経 常 利 益		732,916
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	330	
固 定 資 産 売 却 損	908	
子 会 社 株 式 売 却 損	42,039	43,278
税 引 前 当 期 純 利 益		689,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	236,685	
法 人 税 等 調 整 額	△39,404	197,281
当 期 純 利 益		492,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年6月1日)
(至 2026年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
2025年6月1日残高	1,760,299	1,760,299	1,616,245	3,376,544	2,600	7,181,093	7,183,693
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△468,758	△468,758
当 期 純 利 益						492,357	492,357
自 己 株 式 の 取 得							
信託による自己株式の取得							
信託による自己株式の譲渡							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	23,599	23,599
2026年5月31日残高	1,760,299	1,760,299	1,616,245	3,376,544	2,600	7,204,692	7,207,292

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
2025年6月1日残高	△802,712	11,517,825	11,517,825
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△468,758	△468,758
当 期 純 利 益		492,357	492,357
自 己 株 式 の 取 得	△999,973	△999,973	△999,973
信託による自己株式の取得	△192,036	△192,036	△192,036
信託による自己株式の譲渡	92,381	92,381	92,381
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	△1,099,629	△1,076,029	△1,076,029
2026年5月31日残高	△1,902,341	10,441,795	10,441,795

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人
東京都千代田区
指定有限責任社員 公認会計士 船野智輝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木下幹雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターアクションの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2026年7月21日
株式会社インターアクション 取締役会 御中	誠栄有限責任監査法人 東京都千代田区 指定有限責任社員 公認会計士 船野智輝 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 木下幹雄 業務執行社員	
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターアクションの2025年6月1日から2026年5月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に対する不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役の間で意見交換するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 誠栄有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月28日

株式会社インターアクション 監査役会

常 勤 監 査 役 戸 原 素 ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) 田 代 芳 英 ㊟

監 査 役 (社 外 監 査 役) 山 崎 哲 央 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき34円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円

配当総額 351,407,714円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月27日

第2号議案 役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2014年8月27日開催の第22期定時株主総会において当社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。)の導入についてご承認いただき、その後、現行BBT制度の一部を改定し、今日に至っております。(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるという現行BBT制度導入当初の目的に加え、議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での価値共有を目的に、現行BBT制度を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)へ移行すること、及び本制度対象に社外取締役を追加することについて、ご承認をお願いするものであります。

上記の目的、及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、2000年7月10日開催の臨時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額(月額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、本制度の対象となる取締役は4名(うち社外取締役3名)となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度及び本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含みます。）

(3) 信託期間

2015年2月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2015年2月）に、2015年5月末日で終了した事業年度から2016年5月末日で終了した事業年度までの2事業年度を対象として、50百万円を本信託に拠出しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年5月末日で終了する事業年度から2029年5月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役への当社株式の給付を行うた

め、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり57,551ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は172,653株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役に給付される当社株式の数の上限

取締役（社外取締役を除きます。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。また、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、57,551ポイント（うち社外取締役分として3,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認い

ただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

(7) 当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められるポイント数に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図していません。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

(1) 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社において取締役を退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

(2) 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記（３）の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

(3) 譲渡制限の解除

取締役が、当社において取締役を正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

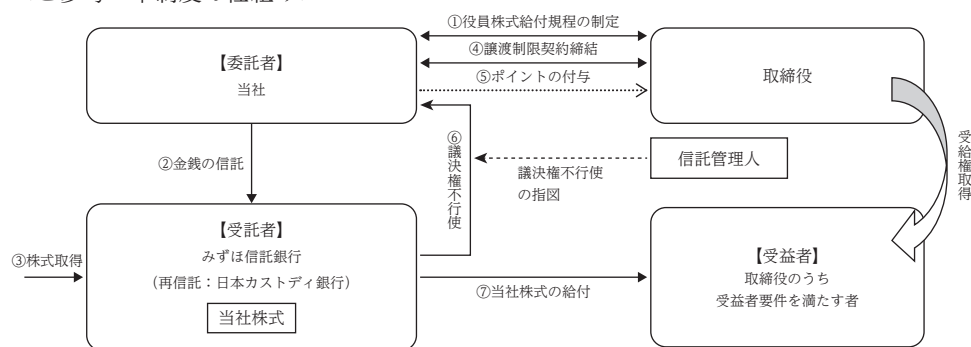
(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会の公正性、透明性及び客観性の向上のため、取締役会の議長に独立社外取締役を選任できるよう、当社定款第22条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会等) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会等) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	② 取締役会議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを務める。当該取締役が欠けた場合その他の理由により議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを務める。
②～⑤（条文省略）	③～⑥（現行どおり）

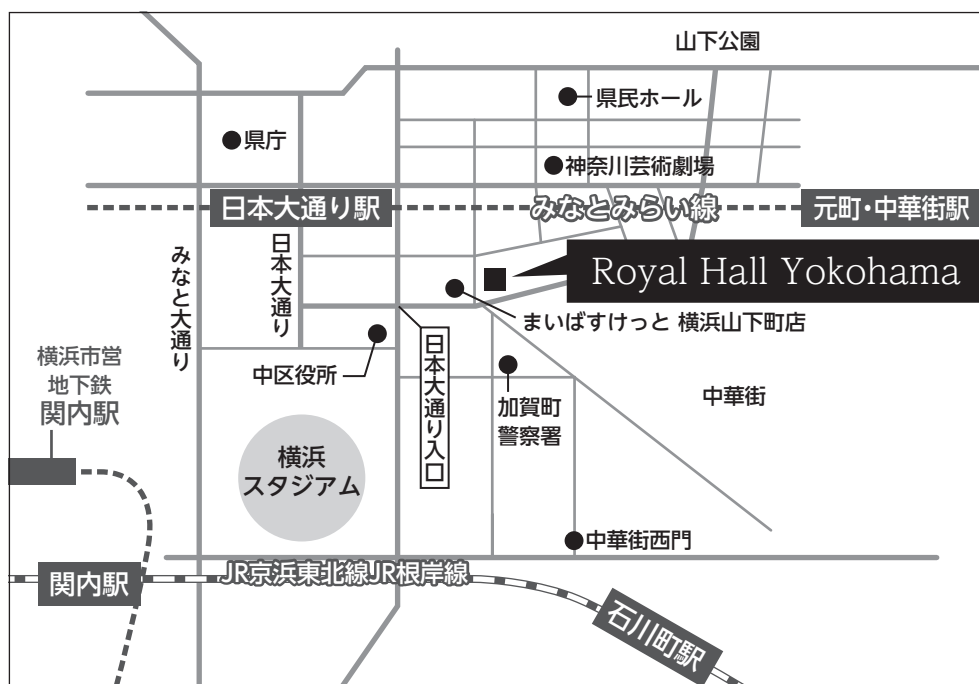
以上

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市中区山下町90番地
「ロイヤルホールヨコハマ」 4階 「エリゼの間」



◆交通ご案内

- ・みなとみらい線日本大通り駅（県庁・大さん橋駅）情文センター口・出口3より徒歩4分
- ・JR関内駅南口より徒歩11分
- ・JR石川町駅北口より徒歩10分
- ・横浜市営地下鉄関内駅出口1より徒歩11分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。